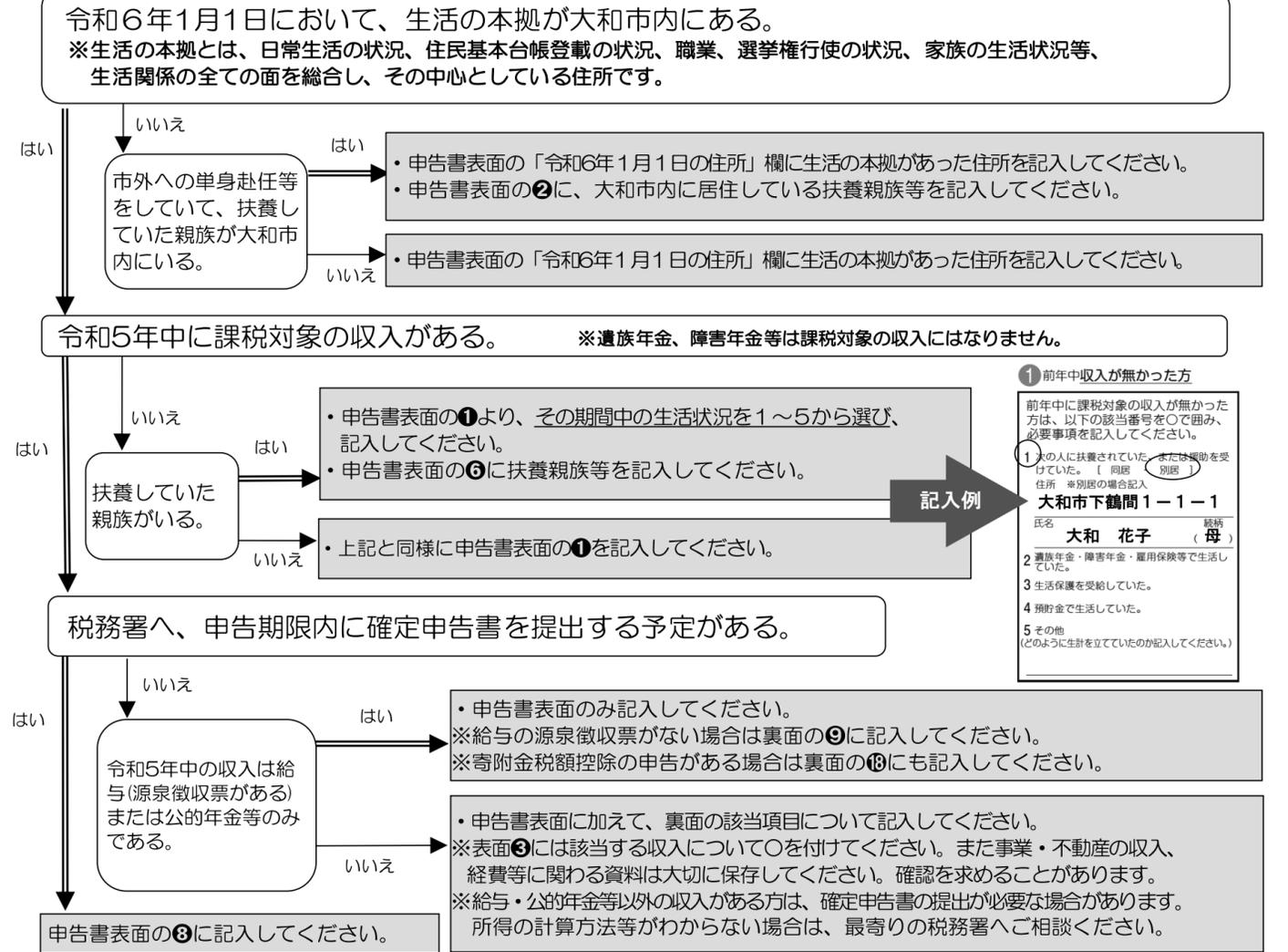


令和6年度 市・県民税の申告の手引き

令和6年1月1日の住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号（マイナンバー）を申告書に記入してください。そのほかの事項については、次の図を確認して申告書を記入してください。



- 申告書表面の書き方は2、3ページを、裏面の書き方は4ページをそれぞれご覧ください。
- 記入が終わりましたら、申告書上部をキリトリ線から切り取り、市・県民税申告書と各種証明書、領収書等を同封されている返信用封筒にて返送してください。
- 控えが必要な方は、記入済みの申告書の写しと、84円切手（価格改定があった場合には封筒返信に必要な切手）を貼った返信用封筒を同封してください。
- 申告の結果、市・県民税が非課税となった場合は通知等は送付しません。
- 税額の内容についてのご質問は市民税課へお問い合わせください。

◆申告書にはマイナンバー＜個人番号＞の記載をお願いします！◆

本人確認のため、マイナンバーを記載していただくとともに、窓口での下記確認書類の提示、郵送の場合には写しの添付をお願いします。

＜番号確認書類＞
 ・マイナンバーカード（郵送の場合は両面）・通知カード（氏名・住所等に変更がない場合のみ有効）・マイナンバー記載の住民票 など

＜身元確認書類＞
 ・マイナンバーカード（同上）・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・公的医療保険の被保険者証 ・身体障害者手帳 など

申告がないと、次のような影響があります！

- ◆国民健康保険税や介護保険料などが正しく計算されません。
- ◆児童手当などの各種手当が受給できません。
- ◆市民税・県民税証明書が発行できません。
- ◆保育所の入所や公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります。
- ◆その他、各種行政サービスが受けられない場合があります。
- ◆100,000円以下の過料が科されることがあります。（大和山市税条例第42条）

給与・年金以外の収入及び
 その他控除がある場合の書き方（裏面記入）

⑩⑪⑫⑬の収入がある場合は、
 表面の⑥の該当収入に○を
 付けてください。

【記入のイメージ】

以下の該当する項目に○をつけ、詳細を裏面に記入してください。
 ⑩事業・⑪不動産・⑫青色申告・⑬専従者控除
 ⑭総合課税・⑮一時所得・⑯利子・山林・退職・⑰分離（短期・長期）
 ⑱株主優待・⑲先物

⑨ 源泉徴収票のない給与収入

源泉徴収票の交付が受けられない場合は、詳細を記入してください。
 【収入を確認できる書類（給与明細、通帳のコピー等）を添付】

⑨ 源泉徴収票のない給与収入		⑩ 事業（営業等・農業）所得に関する事項		⑪ 不動産所得に関する事項	
月	日	給(円)	月収(円)	科目	金額(円)
1				収入	売上金額①
2				収入	その他
3				収入	小計②
4				差引金額①-②A	
5				経費	租税公課
6				経費	水道・光熱費
7				経費	通信費
8				経費	旅費交通費
9				経費	損害保険料
10				経費	消耗品費
11				経費	減価償却費
12				経費	給与賞金
				経費	地代家賃
				経費	その他
				経費	経費計B
				所得金額	専従者控除額C
				所得金額	青色申告特別控除額D
				所得金額	16または17

⑩ 事業（営業等・農業） ⑪ 不動産 ⑫ 青色申告 ⑬ 専従者控除

⑩事業（営業等、農業）所得に関する事項
 事業所得がある場合は⑩に記入してください。
 ⑪不動産所得に関する事項
 不動産所得がある場合は⑪に記入してください。
 ※事業・不動産については、収入、必要経費を帳簿等で確認のうえ、記入してください。
 ※収支記入の根拠となる資料（帳簿等）は大切に保存してください。
 ⑫青色申告に関する事項
 青色申告書の提出について税務署から承認を受けている場合は○をつけてください。
 ⑬専従者控除に関する事項
 事業、不動産の収入があり、生計を一にする親族を専従者としている場合は、⑬に記入してください。

⑭ 雑所得（公的年金等に係る雑所得を除く）に関する事項

副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な収入または、公的年金等の雑所得にも業務に係る雑所得にも該当しないその他の雑所得（生命保険契約の個人年金等）がある方は⑭に記入してください。
 【収入・必要経費がわかるものを添付】

⑮ 総合課税・一時

総合課税・一時所得がある場合は記入してください。
 ※特別控除額は「差引金額」から上限50万円まで申告できます。
 【支払われた金額がわかるものを添付】

⑯ 総合配当

総合課税で申告する配当を記入してください（非公開株式の配当や少額配当を含みます）。
 【配当金の計算明細書や特定口座年間取引報告書などの所得金額が確認できるものを添付又は提示】

⑰ 利子・山林・退職・分離

（長期・短期・株・先物取引・上場株式の配当等）
 該当の所得がある場合は記入してください。
 【記入した金額を確認できる収支関係書類や計算明細書、取引報告書などを添付又は提示】

⑱ 寄附金に関する事項

【寄附金額がわかる領収書等を全て添付】
 なお、対象となる寄附金は令和5年中に支払いが済んでいるもので、次に該当するものです。※申告する本人が支払った寄附金のみ対象となります。
 ・都道府県、市区町村（特例控除対象）への寄附金（ふるさと納税） ・神奈川県共同募金会 ・大和市が条例で指定した寄附金
 ・神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部、都道府県、市区町村（特例控除対象外）への寄附金
 【ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を行った方へ】
 下記のいずれかに該当する場合は、すべての寄附について申告が必要となりますのでご注意ください。
 ※申告がない場合、ふるさと納税が無効となります。
 ・市・県民税申告書や確定申告書を提出する場合 ・6団体以上にふるさと納税をした場合
 ・特例申請書提出後、令和5年中に他市町村に転出したが、令和6年1月10日までに寄附先団体に住所変更の届け出をしなかった場合

⑲ 所得金額調整控除（こども・特別障害者等）に関する事項

◆所得金額調整控除（こども・特別障害者等）
 給与収入の合計額が850万円を超える方で、令和5年12月31日の現況において、次の項目に該当する扶養親族がいる場合は、その扶養親族について記入してください。
 ・他の人の扶養親族になっている年齢23歳未満（平成13年1月2日以降に生まれた人）の扶養親族
 ・他の人の同一生計配偶者、扶養親族になっている特別障害者である扶養親族
 ※同一生計配偶者、扶養親族については⑥を参照してください。
 ※なお、⑤⑥への記入により適用の要件を満たしている場合は、⑩への記入の有無に関わらず、所得金額調整控除が適用されます。

記入についてご不明な点がございましたら、大和市役所市民税課までお問い合わせください。電話番号 046-260-5232~4

③ 収入金額等

◆ 給与【源泉徴収票を添付または提示】

給与の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計額）を記入してください。
※源泉徴収票の交付を受けられない場合は、裏面⑨にも記入してください。

◆ 公的年金【源泉徴収票を添付または提示】

公的年金等の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計額）を記入してください。
※遺族年金・障害年金を受給している方は、この欄に金額を記入せず①の2に0をしてください。

④ 所得から差し引かれる金額

◆ 雑損控除【証明書添付または提示（災害関連支出の場合は領収書も）】

災害や盗難などによって住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合の控除です。

◆ 医療費控除

【別紙明細書を作成のうえ添付 ※領収書での代用は不可！】

令和5年中に支払った医療費が一定額以上ある場合の控除です。なお、この控除を受ける方は下記の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができません。
※あなた自身の医療費のほか、生計を一にするご家族のためにあなたが支払った医療費も控除の対象です。※支払った医療費等欄には、医療費の合計額を記入してください。補てんされる金額欄には、出産育児一時金、高額療養費、生命保険の入院給付金等により補てんされた金額を記入してください。

◆ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

【明細書を作成のうえ添付（領収書の代用は不可！）

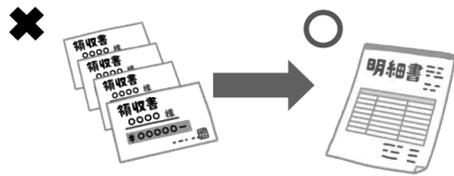
及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示】

令和5年中に支払った特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）購入費が一定額以上ある場合の控除です。（申告者本人が健康の保持・増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っていることが必要）

なお、この控除を受ける方は従来の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。控除額は、スイッチOTC医薬品の購入費用の合計から12,000円を引いたものです。（上限額88,000円）

《 要注意！ 》 医療費控除についてのお知らせ

医療費控除の申告には別紙裏面の「医療費控除の明細書」を作成するか、保険者が発行した支払い内容が明らかとなる「医療費通知」の添付が必要です。領収書の添付による代用は認められません！



※「医療費控除の明細書」に記載いただいた領収書は5年間、ご自宅等で保存してください。

◆ 社会保険料控除【国民年金保険料は証明書等を添付または提示】

令和5年中に支払った社会保険料をそれぞれの欄に記入してください。
※国保・後期・介護保険とは「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」を指します。
※あなた自身の保険料のほか、生計を一にするご家族の社会保険料をあなたが支払っている場合も控除の対象となります。（ご家族の年金から天引きされたものは対象になりません）。
※その他健康保険には、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料などを記入してください。

◆ 小規模企業共済等掛金控除【領収書または証明書を添付または提示】

令和5年中に支払った小規模企業共済の掛金（旧第2種を除く）、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法に規定する加入者掛金を記入してください。

◆ 生命保険料控除

【証明書を添付または提示※ただし旧契約の生命保険料の支払額が9,000円以下の場合は証明書は不要】

令和5年中に支払った生命保険料額を記入してください。保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。
〈旧契約〉平成23年12月31日以前に締結した契約（一般生命・個人年金の2種類）
〈新契約〉平成24年1月1日以降に締結した契約（一般生命・個人年金・介護医療の3種類）
※どの契約に該当するかは保険会社発行の控除証明書の記載を参考にしてください。

◆ 地震保険料控除【証明書を添付または提示】

令和5年中に支払った地震保険料額・旧長期損害保険料額を記入してください。保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。

令和6年度 市・県民税申告書

【記入例】

★印のあるのは資料の添付または提示が必要である。

必ず記入してください！
※住所は1月1日にお住いの住所
※個人番号については1ページをご確認ください

1 前年中収入が無かった方
前年中に課税対象の収入が無かった方は、以下の該当番号を○で囲み、必要事項を記入してください。
1 次の人に扶養されていた、または援助を受けていた。〔同居・別居〕住所 ※別居の場合記入

3 あなたの収入金額（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入）

種類	収入金額(円)	市役所記入欄
給与	2,600,000	3
公的年金	1,000,000	4
雑業	裏面の⑩に詳細を記入してください。	2
その他	裏面の⑩に詳細を記入してください。	3

4 所得から差し引かれる金額（控除内容が手書きを参照してください）

種類	金額(円)	市役所記入欄
雑損控除		30
医療費控除	110,000	31
社会保険料控除	350,000	32
生命保険料控除	75,400	402
地震保険料控除	12,300	46

5 本人対象の控除（令和5年の末日時点で該当する部分に記入してください）

障害者	級	障害者手帳の写し等	市役所記入欄
障害者	1	身体	43

6 配偶者・扶養親族に関する事項

氏名	生年月日	障害の種類/級	同居/別居	本特	本番	寡婦	ひとり親	勤学
大和 花子	26.6.11	身体 / 1	別居	71	72	74	70	76
大和 一郎	11.11.11	同居	別居	80	81	82	83	84

7 確定申告書を作成する方
提出先税務署 税務署 提出年月日(予定) 令和 年 月

「医療費控除の特例に該当するときのみ申請する」に○をつけてください。通常の医療費控除の方が○をつけてください。

配偶者・扶養親族がいる場合は、氏名・生年月日・個人番号（障害がある場合はその種類等）を記入してください。同居または、別居しているかについても記入してください。※別居の場合は住所を記入してください。※国外に居住する親族の場合には、該当する区分をA～Dから選び記載してください。

※国外に居住する親族を扶養親族として申告する場合、以下のA～Dに該当する必要があります。上記表中「国外居住親族の区分」欄に次の中から該当するものを選んで記入してください。★各種必要書類
A: 30歳未満または70歳以上 B: 留学生 C: 障害者 D: 30歳以上70歳未満だが年間送金金額38万円以上

◆ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用についての注意点

- 令和2年度の税制改正において国外居住親族の扶養控除の適用対象となる親族の年齢要件が見直されました。
- これにより、令和6年度の市民税・県民税より留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く年齢30歳以上70歳未満の日本国外の居住者について、扶養控除の適用対象から除外することとなりました。
- そのため、国外に居住する親族を扶養親族として申告する場合は以下のA～Dに該当する必要があります。
- A: 30歳未満または70歳以上 B: 留学生 C: 障害者 D: 30歳以上70歳未満だが年間送金金額38万円以上
- 国外に居住する親族を扶養親族として申告する場合は、表中「国外居住親族の区分」欄にA～Dのうち該当する記号を記入してください。
- また、令和5年度までも国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」、「送金関係書類」の提出が必要でしたが、令和6年度以降はそれらに加えて扶養親族が30歳以上70歳未満の場合には対象区分に応じて次の書類の添付または提示が必要となります。

- 留学生…留学ビザ等書類
※留学ビザ等書類とは：外国における①査証（ビザ）に類する書類または②在留カードに相当する書類いずれかの写し
- 障害者…障害者手帳または障害者手帳に代わる障害の程度がわかるもの
- A・B・Cに該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族…38万円以上の親族各人への送金書類

⑤ 本人対象の控除

◆ 障害者【身体障害者手帳等の写しを添付または提示】

令和5年12月31日の現況において、障害者に該当する場合は障害の種類を○で囲み等級を記入してください。障害者に該当するかについては⑥の「◆障害者控除」を参照してください。

◆ ひとり親・寡婦

令和5年12月31日現在、次に該当する場合は、該当欄に記入してください。ただし、本人の所得が500万円を超える場合、もしくは住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」などの事実上婚姻関係と同様の内容が記載されている場合は対象外です。
〈ひとり親〉
・婚姻歴や性別に関わらず、現に婚姻しておらず、所得が48万円以下の生計を一にする子を有する。
〈寡婦〉
・夫と離婚後、婚姻しておらず、所得が48万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族を有する。
・夫と死別後、婚姻していない。

◆ 勤労学生【学生証の写しを添付または提示】

次の項目に全て該当する場合、学校名を記入し、学生証の写しを添付してください。
・あなたが働いて得た給与・事業・退職・雑所得がある。
・令和5年12月31日の現況において、大学、高校、専門学校（除外対象有）等の学生である。
・合計所得が75万円以下で、そのうち勤労によらない所得が10万円以下である。

⑥ 配偶者・扶養親族に関する事項

◆ 配偶者（同一生計配偶者）

扶養する配偶者が次の項目に全て該当する場合に記入してください。
・令和5年12月31日（注1）の現況において、あなたと生計を一にしている。
・配偶者の所得（分離課税の退職所得を除く）が48万円以下（注2）である。
・他の人に扶養されておらず、事業専従者ではない。
※あなたの所得が1,000万円を超える場合は「同一生計配偶者欄」に✓を入れてください。

◆ 配偶者特別控除

【根拠となる資料（給与の源泉徴収票の写し等）を添付または提示】
あなたの所得が1,000万円以下で、令和5年12月31日（注1）の現況において、あなたと生計を一にしている配偶者に所得（分離課税の退職所得を除く）があり、配偶者特別控除を申告する場合には、配偶者の収入額とその他所得額を記入します。（配偶者の収入金額の目安） 給与収入の場合は103万円～201.6万円未満

◆ 扶養親族

次の項目全てに該当する扶養親族がいる場合に記入してください。
（ただし、他の人の扶養控除の対象や白色/青色専従者控除の対象を除く）
・令和5年12月31日（注1）の現況において、あなたと生計を一にしている。
・配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、いわゆる里子または市町村長から養護を委託された老人である。
・扶養親族の所得（分離課税の退職所得を除く）が48万円以下（注2）である。
・あなたの営む事業の事業専従者でない。
※生年月日が平成20年1月2日以降の扶養親族には、扶養控除の適用はありませんが、市・県民税の非課税基準やひとり親・寡婦控除等に影響するほか、児童扶養手当や保育料など市・県民税以外の算定額に反映される場合もありますので、必ずご記入ください。

◆ 障害者控除（身体障害者手帳等の写しを添付または提示）

配偶者・扶養親族欄に記入した方について、令和5年12月31日（注1）の現況において次に該当する障害等がある場合は、障害の種類と等級を記入してください。

〈障害者控除の対象となる人〉 ※要介護認定はごの控除に該当しません
・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の発行を受けている人
・年齢65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている人
※上記以外にも障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

（注1）令和5年中にお亡くなりになった場合は、その日
（注2）給与収入のみの場合：103万円以下
年金収入のみの場合：65歳以上は158万円以下
65歳未満は108万円以下